

令和 3 年 6 月 3 0 日

○規則

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則

小田原市観光交流センター条例の施行期日を定める規則

小田原市観光交流センター条例施行規則

小田原市総合計画審議会規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例附則第 1 0 条の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

小田原市民会館運営委員会規則を廃止する規則

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 3 年 6 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市規則第 3 2 号**

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則

(小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則等の一部改正)

**第1条** 次に掲げる規則の規定中「㊤」を削る。

- (1) 小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年小田原市規則第60号）様式第1号及び様式第3号
- (2) 小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年小田原市規則第25号）様式第1号及び様式第3号から様式第5号まで
- (3) 小田原市職員の修学部分休業に関する条例施行規則（平成21年小田原市規則第1号）様式第1号及び様式第2号
- (4) 小田原市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則（平成21年小田原市規則第2号）様式第1号及び様式第2号
- (5) 小田原市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（平成26年小田原市規則第40号）様式第1号及び様式第2号
- (6) 小田原市職員の退職管理に関する規則（平成28年小田原市規則第13号）様式第1号及び様式第2号
- (7) 小田原市職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年小田原市規則第20号）様式第1号及び様式第2号
- (8) 小田原市職員の通勤手当に関する規則（昭和33年小田原市規則第12号）別記様式
- (9) 小田原市公共工事の前払金に関する規則（昭和38年小田原市規則第53号）様式第1号
- (10) 小田原市財産規則（昭和40年小田原市規則第57号）様式第5号から様式第8号まで
- (11) 小田原市庁舎管理規則（昭和51年小田原市規則第40号）様式第1号
- (12) 小田原市証紙条例施行規則（平成8年小田原市規則第45号）様式第1号、様式第4号、様式第5号及び様式第7号
- (13) 小田原市自動車臨時運行の許可に関する規則（昭和41年小田原市規則第43号）様式第2号
- (14) 小田原市市民活動推進条例施行規則（平成15年小田原市規則第45号）様式

第 1 号及び様式第 4 号

- (15) 小田原市基準該当居宅サービス等事業者の登録等に関する規則（平成 11 年小田原市規則第 49 号）様式第 1 号
- (16) 小田原市子どものための教育・保育給付認定及び保育の実施に関する規則（平成 27 年小田原市規則第 18 号）様式第 6 号、様式第 9 号、様式第 10 号及び様式第 12 号
- (17) 小田原市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則（令和元年小田原市規則第 19 号）様式第 1 号から様式第 3 号まで及び様式第 9 号から様式第 11 号まで
- (18) 小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則（平成 31 年小田原市規則第 39 号）様式第 1 号
- (19) 小田原市心身障害児福祉手当に関する条例施行規則（昭和 44 年小田原市規則第 19 号）様式第 1 号及び様式第 4 号
- (20) 小田原市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 24 年小田原市規則第 3 号）様式第 1 号及び様式第 4 号から様式第 9 号まで
- (21) 小田原市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成 21 年小田原市規則第 3 号）様式第 1 号及び様式第 3 号から様式第 5 号まで
- (22) 小田原市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則（平成 26 年小田原市規則第 4 号）様式第 1 号及び様式第 3 号から様式第 5 号まで
- (23) 知的障害者福祉法施行細則（昭和 58 年小田原市規則第 7 号）様式第 6 号、様式第 9 号及び様式第 12 号
- (24) 小田原市障害福祉サービス等の措置に係る費用の徴収等に関する規則（平成 21 年小田原市規則第 5 号）様式第 2 号及び様式第 3 号
- (25) 小田原市養育医療に関する規則（平成 25 年小田原市規則第 22 号）様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 5 号、様式第 7 号及び様式第 9 号
- (26) 小田原市小児医療費助成条例施行規則（平成 29 年小田原市規則第 9 号）様式第 1 号及び様式第 5 号から様式第 7 号まで
- (27) 小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成 29 年小田原市規則第 10 号）様式第 1 号及び様式第 5 号から様式第 7 号まで

- (28) 小田原市重度障害者医療費助成条例施行規則（平成29年小田原市規則第11号）様式第1号、様式第5号及び様式第6号
- (29) 水道法施行細則（平成25年小田原市規則第23号）様式第1号及び様式第4号から様式第13号まで
- (30) 小田原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成25年小田原市規則第24号）様式第1号、様式第4号から様式第8号まで及び様式第10号
- (31) 小田原市斎場条例施行規則（昭和46年小田原市規則第43号）様式第1号及び様式第3号
- (32) 小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則（平成24年小田原市規則第4号）様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第6号から様式第12号まで及び様式第14号
- (33) 小田原市緑と生き物を守り育てる条例施行規則（平成7年小田原市規則第10号）様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第6号及び様式第9号
- (34) 小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例施行規則（平成7年小田原市規則第11号）様式第1号、様式第3号から様式第5号まで及び様式第7号
- (35) 小田原市豊かな地下水を守る条例施行規則（平成7年小田原市規則第12号）様式第1号から様式第4号まで及び様式第6号
- (36) 小田原市廃棄物処理施設の設置等に関する条例施行規則（平成7年小田原市規則第13号）様式第1号から様式第11号まで
- (37) 小田原市企業誘致推進条例施行規則（平成27年小田原市規則第20号）様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第9号から様式第13号まで
- (38) 小田原市火入れに関する条例施行規則（昭和59年小田原市規則第27号）様式第1号
- (39) 小田原市漁港管理条例施行規則（昭和40年小田原市規則第11号）様式第3号から様式第7号まで
- (40) 小田原漁港漁具倉庫条例施行規則（昭和56年小田原市規則第5号）様式第1号、様式第3号及び様式第4号
- (41) 小田原市公設地方卸売市場条例施行規則（昭和47年小田原市規則第39号）様式第1号、様式第1号の3から様式第1号の7まで、様式第1号の11、様式第

1号の13から様式第1号の15まで、様式第3号、様式第4号の2、様式第5号、様式第6号の2、様式第9号、様式第10号の2、様式第12号から様式第13号の2まで、様式第15号、様式第17号から様式第21号まで、様式第23号、様式第23号の2及び様式第26号から様式第27号まで

(42) 小田原市道路占用等規則（昭和40年小田原市規則第55号）様式第1号から様式第3号まで、様式第5号、様式第6号、様式第8号、様式第10号及び様式第11号

(43) マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年小田原市規則第4号）様式第1号から様式第13号まで

(44) 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則（平成16年小田原市規則第17号）様式第3号、様式第6号、様式第7号、様式第9号及び様式第11号から様式第13号まで

(45) 小田原市景観条例等施行規則（平成18年小田原市規則第2号）様式第1号、様式第2号及び様式第6号

(46) 小田原市屋外広告物条例施行規則（平成22年小田原市規則第3号）様式第1号

(47) 小田原市風致地区条例施行規則（平成26年小田原市規則第6号）様式第1号、様式第11号、様式第13号から様式第17号まで及び様式第20号

(48) 小田原市街づくりルール形成促進条例施行規則（平成18年小田原市規則第11号）様式第1号から様式第3号まで

(49) 小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成7年小田原市規則第16号）様式第1号及び様式第3号

(50) 小田原市住居表示に関する条例施行規則（昭和41年小田原市規則第66号）様式第5号

(51) 小田原市久野霊園条例施行規則（昭和41年小田原市規則第37号）様式第3号、様式第13号及び様式第15号

(52) 小田原市高等学校等奨学金支給規則（平成23年小田原市規則第6号）様式第1号

(53) 小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例施行規則（昭和41年小田原市規則第61号）様式第2号

(54) 小田原市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則（昭和39年小田原市規則第34号）様式第1号及び様式第2号

(55) 小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和44年小田原市規則第1号）様式第1号、様式第4号、様式第6号、様式第7号及び様式第9号から様式第11号まで

(56) 小田原市火災予防条例施行規則（昭和59年小田原市規則第34号）様式第2号、様式第3号の3から様式第11号まで及び様式第13号の2から様式第19号まで

（政治倫理の確立のための小田原市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正）

**第2条** 政治倫理の確立のための小田原市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年小田原市規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「印」を削る。

（小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

**第3条** 小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年小田原市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「記載し、審査申立人が署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

（小田原市職員被服等貸与規則の一部改正）

**第4条** 小田原市職員被服等貸与規則（昭和37年小田原市規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「職氏名  ㊟」を「職氏名  」に改める。

（小田原市市税条例施行規則の一部改正）

**第5条** 小田原市市税条例施行規則（昭和50年小田原市規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中

相	住 所 又 は 居 所	氏 名	続 柄	印

続 人					を 」

相 続 人	住 所 又 は 居 所	氏 名	続 柄	に 」

改める。

様式第 2 2 号から様式第 2 2 号の 3 まで、様式第 2 3 号、様式第 2 3 号の 2、様式第 2 4 号、様式第 2 4 号の 2、様式第 2 5 号、様式第 2 6 号、様式第 2 8 号、様式第 2 9 号及び様式第 3 0 号中「㊤」を削る。

様式第 3 0 号の 2 その 1 中「㊤」を削り、同様式その 2 中「㊤」を削り、「記載し、押印欄には代表者印を押印して」を「記載して」に改め、同様式その 3 中「㊤」を削り、同様式その 4 中「㊤」を削り、「記載し、押印欄には代表者印を押印して」を「記載して」に改める。

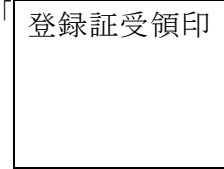
様式第 3 2 号、様式第 3 9 号、様式第 3 9 号の 2、様式第 4 7 号、様式第 4 9 号、様式第 5 1 号、様式第 5 6 号から様式第 5 8 号まで、様式第 6 7 号及び様式第 6 9 号中「㊤」を削る。

(小田原市印鑑条例施行規則の一部改正)

**第 6 条** 小田原市印鑑条例施行規則（昭和 5 4 年小田原市規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。



様式第 1 号及び様式第 4 号中「㊦」及び



を削る。

(小田原市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部改正)

**第 7 条** 小田原市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（平成 4 年小田原市規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号中

「(3) 住所・氏名を明らかにできるもの（運転免許証、身分証明書等）  
(4) 印鑑」を

「(3) 住所・氏名を明らかにできるもの（運転免許証、身分証明書等）」に改める。

様式第 6 号中「㊦」を削る。

(小田原市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

**第 8 条** 小田原市国民健康保険条例施行規則（昭和 3 4 年小田原市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 6 号中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

様式第 7 号中「㊦」を削る。

様式第 8 号中「（世帯主） 氏名 ㊦」を「（世帯主） 氏名」に改める。

様式第 9 号中「氏名・印 ㊦」を「氏 名」に改める。

様式第 9 号の 2 中

「住 所  
申請者氏名 年 月 日生 ㊦」を

「住 所  
申請者氏名 年 月 日生」に

改める。

様式第 1 0 号、様式第 1 0 号の 2、様式第 1 5 号、様式第 1 5 号の 2、様式第 1 5 号の 5 及び様式第 1 6 号から様式第 1 6 号の 3 までの規定中「㊦」を削る。

様式第17号中「氏名 ㊤」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

様式第18号、様式第19号及び様式第21号中「㊤」を削る。

様式第25号の2中「印」を削る。

様式第26号中「㊤」を削る。

(小田原市介護保険条例施行規則の一部改正)

**第9条** 小田原市介護保険条例施行規則（平成12年小田原市規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊤」を削る。

様式第6号中

「電話番号 被保険者との関係	印 (代行の場合、必ず事業所印を押印)
-------------------	------------------------

を  

「電話番号 被保険者との関係
-------------------

に

改める。

様式第13号中「㊤」を削る。

様式第16号及び様式第17号を次のように改める。

様式第16号 (第16条関係)

介護保険 住所地特例適用・変更・終了届

小田原市長 様

次のとおり住所地特例 (適用・変更・終了) について届け出ます。

\* 上記 (適用・変更・終了) より該当するものに○を付ける。

住宅→施設：適用 施設→施設：変更 施設→在宅：終了

		届出年月日	年 月 日
届出人氏名		本人との関係	
届出人住所	〒 _____ 電話番号 ( )		

\* 届出者が被保険者本人の場合、届出者住所・電話番号は、記載不要です。

被 保 険 者	被保険者番号	_____	個人番号	_____
	フリガナ	_____	生年月日	年 月 日
	氏 名	_____	性 別	男 ・ 女

世 帯 主	氏 名	世帯主との続柄		
		生年月日	年 月 日	
		性 別	男 ・ 女	

異 動 前 情 報	従前の住所	〒 _____ 電話番号 ( )		
	* 異動前住所が施設の場合、以下も記入のこと。			
	施設	名 称	_____	退所年月日

異 動 後 情 報	現住所	〒 _____ 電話番号 ( )		
	* 異動後居住地が施設の場合、以下も記入のこと。			
	施設	名 称	_____	入所年月日

**様式第17号**（第16条関係）

介護保険 被保険者証等交付再交付申請書

小田原市長 様

次のとおり被保険者証等（交付・再交付）について申請します。

\*該当する方に○を付ける。

		申請年月日	年 月 日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒 _____ 電話番号 ( ) _____		

\*申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は、記載不要です。

被 保 険 者	被保険者番号	_____	個人番号	_____
	フリガナ	_____	生年月日	年 月 日
	氏 名	_____	性 別	男 ・ 女
	住 所	〒 _____ 電話番号 ( ) _____		

再交付申請の場合は、記入

再交付する証明書	1 被保険者証 2 資格者証 3 受給資格証明書 4 負担割合証 5 その他 ( )
申請の理由	1 紛失・焼失 2 破損・汚損 3 その他 ( )

2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）のみ記入

医療保険者名	_____	医療保険被保険者証記号番号	_____
--------	-------	---------------	-------

様式第18号中「㊦」を削る。

様式第19号中 「

・この通知書
・介護保険被保険者証
・申請書に使用した印鑑

」を 「



」に

改める。

様式第20号の2中「㊦」を削る。

様式第20号の4中「印」を削る。

様式第21号中「㊦」を削る。

様式第22号中 「

・この通知書
・介護保険被保険者証
・申請書に使用した印鑑

」を 「



」に

改める。

様式第24号中「㊦」を削る。

様式第25号中 「

・この通知書
・介護保険被保険者証
・申請書に使用した印鑑

」を 「



」に

改める。

様式第34号、様式第34号の2、様式第43号、様式第43号の2、様式第43号の5、様式第44号、様式第44号の2、様式第45号及び様式第46号中「㊦」を削る。

(小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部改正)

**第10条** 小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則（平成27年小田原市規則第62号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号までの規定中「㊦」を削る。

様式第7号中 「

・この通知書
・介護保険被保険者証
・申請書に使用した印鑑

」を 「



」に改

める。

様式第9号、様式第12号及び様式第13号中「㊦」を削る。

様式第14号中

・この通知書  
・介護保険被保険者証  
・申請書に使用した印鑑

を

に

改める。

様式第16号中「㊤」を削る。

(生活保護法施行細則の一部改正)

**第11条** 生活保護法施行細則(平成14年小田原市規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号まで及び様式第8号中「㊤」を削る。

様式第9号中「㊤」を削り、「押印する」を「レ点を付ける」に改める。

様式第9号の2、様式第9号の3、様式第26号その2、様式第26号の3及び様式第29号中「㊤」を削る。

(生活困窮者自立支援法施行細則の一部改正)

**第12条** 生活困窮者自立支援法施行細則(平成27年小田原市規則第17号)の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第5号、様式第6号、様式第8号及び様式第10号中「㊤」を削る。

様式第13号中「申請者(記名押印又は署名)  
氏名

を  
「㊤」

「申請者氏名  
」に改める。

(小田原市老人の福祉の措置に関する取扱規則の一部改正)

**第13条** 小田原市老人の福祉の措置に関する取扱規則(昭和58年小田原市規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第11号中「㊤」を削る。

様式第11号の3中「㊤」を削る。

様式第12号中「㊤」を削る。

様式第17号、様式第19号及び様式第20号中「㊤」を削る。

(小田原市障害児に係る居宅生活の支援等に関する規則の一部改正)

**第14条** 小田原市障害児に係る居宅生活の支援等に関する規則(平成24年小田原市

規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊦」を削る。

様式第 3 号 (裏) 中

事業者及び事業所の名称		
支援の内容		事業者確認印
契約支給量		
契約日	年 月 日	
当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日	事業者確認印
支援提供終了月中の終了日までの既提供量		

を

事業者及び事業所の名称		
支援の内容		
契約支給量		
契約日	年 月 日	
当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日	
支援提供終了月中の終了日までの既提供量		

に

改める。

様式第 7 号及び様式第 8 号中「㊦」を削る。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

**第 15 条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 (平成 18 年小田原市規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

様式第 5 号及び様式第 6 号中「㊦」を削る。

様式第 7 号 (表) 中

提供する地域相談支援の種類	事業者及びその事業所の名称	契約日及びサービス提供終了日	事業者確認印
		契約日	
		サービス提供終了日	
		契約日	
		サービス提供終了日	

を

提供する地域相談支援の種類	事業者及びその事業所の名称	契約日及びサービス提供終了日
		契約日
		サービス提供終了日
		契約日
		サービス提供終了日

に改める。

様式第 10 号中「㊦」及び備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

様式第 10 号の 2、様式第 10 号の 3、様式第 12 号、様式第 13 号及び様式第

15号から様式第16号の2までの規定中「㊦」を削る。

(小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正)

**第16条** 小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成5年小田原市規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第2号その1を次のように改める。



様式第2号その1（第3条関係）（定額、従量によるもの）

くみ取り確認伝票		くみ取り確認伝票	
台 帳 番 号	作 業 月	台 帳 番 号	作 業 月
	月		月
作業場所		作業場所	
氏 名		氏 名	
(第 回目)	くみ取り本数 本	(第 回目)	くみ取り本数 本
作 業 月 日	月 日	作 業 月 日	月 日
作業責任者		上記のとおり、し尿くみ取り作業をいたしました。 作業責任者氏名 摘要（郵送先）	
摘要（郵送先）			

様式第2号その2及びその3中「㊤」を削り、同様式その4を次のように改める。

様式第2号その4（第3条関係）（規定回数外によるもの）

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">超過</div> くみ取り確認伝票 規定回数外くみ取りを依頼します。	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">超過</div> くみ取り確認伝票																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">台 帳 番 号</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">作 業 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">住 所</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td>作 業 責任者</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td>摘 要</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>	台 帳 番 号	作 業 月 日		月 日	住 所		氏 名		作 業 責任者		摘 要		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">台 帳 番 号</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">作 業 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">住 所</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">                     上記のとおり、し尿くみ取り作業をいたしました。                      作業責任者氏名                 </td> </tr> <tr> <td>摘 要</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>	台 帳 番 号	作 業 月 日		月 日	住 所		氏 名		上記のとおり、し尿くみ取り作業をいたしました。 作業責任者氏名		摘 要	
台 帳 番 号	作 業 月 日																								
	月 日																								
住 所																									
氏 名																									
作 業 責任者																									
摘 要																									
台 帳 番 号	作 業 月 日																								
	月 日																								
住 所																									
氏 名																									
上記のとおり、し尿くみ取り作業をいたしました。 作業責任者氏名																									
摘 要																									

様式第3号中「㊤」を削り、

平均排出量	1か月当たり	K g	確認印	」
処理手数料	月から1か月	円		

を

平均排出量	1か月当たり	K g
処理手数料	月から1か月	円

に改める。

様式第4号中「㊤」を削る。

様式第5号中「㊤」及び「印」を削る。

様式第7号から様式第9号まで、様式第12号から様式第15号まで、様式第18号及び様式第19号中「㊤」を削る。

(小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例施行規則の一部改正)

**第17条** 小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例施行規則（平成7年小田原市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

様式第1号中「㊤」を削り、同様式注1中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(16)までを1ずつ繰り上げる。

様式第4号中「㊤」を削り、同様式注1中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(16)までを1ずつ繰り上げる。

様式第6号中「㊤」を削り、同様式注1中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(16)までを1ずつ繰り上げる。

様式第7号及び様式第8号中「㊤」を削る。

(小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例施行規則の一部改正)

**第18条** 小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例施行規則（平成26年小田原市規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第5条、第7条関係）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

番号	役職名	フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所

暴力団又は暴力団員でないことの確認のため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することに同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

所在地

名称

代表者氏名

様式第5号、様式第7号及び様式第8号中「㊟」を削る。

(小田原市駅前広場条例施行規則の一部改正)

**第19条** 小田原市駅前広場条例施行規則(平成29年小田原市規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第5号中「㊟」を削る。

様式第7号及び様式第8号中「㊟」を削る。

(小田原市建築確認等取扱規則の一部改正)

**第20条** 小田原市建築確認等取扱規則(昭和60年小田原市規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」及び備考5を削る。

様式第3号、様式第6号から様式第8号まで、様式第11号、様式第13号、様式第14号、様式第14号の3及び様式第15号から様式第19号までの規定中「㊟」を削る。

(都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部改正)

**第21条** 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則(平成12年小田原市規則第64号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊟」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

様式第5号及び様式第6号中「㊟」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

様式第7号中「㊟」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

様式第8号中「㊟」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考5までを1ずつ繰り上げる。

様式第9号中「㊟」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

様式第10号中「㊟」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

様式第11号から様式第13号まで及び様式第15号中「㊟」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

様式第16号、様式第17号及び様式第21号中「㊟」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

(宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事等の規制に関する規則の一部改正)

**第 2 2 条** 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事等の規制に関する規則（平成 1 2 年小田原市規則第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊦」を削る。

様式第 4 号及び様式第 5 号中「㊦」及び備考 1 を削り、備考 2 を備考とする。

(小田原市地区計画形態意匠条例施行規則の一部改正)

**第 2 3 条** 小田原市地区計画形態意匠条例施行規則（平成 1 9 年小田原市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊦」及び備考 2 を削り、備考 3 を備考 2 とし、備考 4 を備考 3 とし、備考 5 を備考 4 とする。

(都市計画法施行細則の一部改正)

**第 2 4 条** 都市計画法施行細則（平成 1 2 年小田原市規則第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中「㊦」及び注 4 を削る。

様式第 4 号から様式第 6 号までの規定中「㊦」及び備考を削る。

様式第 7 号中「㊦」及び注 3 を削る。

様式第 8 号中「㊦」及び注 4 を削る。

様式第 9 号、様式第 1 1 号及び様式第 1 2 号中「㊦」及び備考を削る。

(小田原市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則の一部改正)

**第 2 5 条** 小田原市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則（昭和 5 6 年小田原市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 6 号中「㊦」を削る。

様式第 7 号中「㊦」を削る。

(小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例施行規則の一部改正)

**第 2 6 条** 小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例施行規則（平成 1 3 年小田原市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号から様式第 6 号まで、様式第 9 号、様式第 1 3 号、様式第 1 4 号及び様式第 1 7 号中「㊦」を削る。

様式第 20 号中「氏 名 ㊦」を「氏 名  
」に改める。

(小田原市営住宅条例施行規則の一部改正)

**第 27 条** 小田原市営住宅条例施行規則（平成 9 年小田原市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊦」を削る。

様式第 3 号その 2 中「住 所..... 印」を「住 所.....」に改める。

様式第 11 号、様式第 13 号、様式第 15 号、様式第 17 号、様式第 18 号、様式第 20 号、様式第 22 号、様式第 23 号、様式第 26 号、様式第 28 号及び様式第 30 号中「㊦」を削る。

様式第 32 号中「㊦」を削り、「市営住宅管理人確認署名印」を「市営住宅管理人確認署名」に改める。

様式第 36 号、様式第 39 号及び様式第 42 号から様式第 44 号までの規定中「㊦」を削る。

(旧小田原市営住宅条例施行規則の一部改正)

**第 28 条** 小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（令和 2 年小田原市規則第 37 号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則による改正前の小田原市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第 8 号中「㊦」を削る。

(市営住宅管理人規則の一部改正)

**第 29 条** 市営住宅管理人規則（昭和 37 年小田原市規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「署名押印」を「署名」に改める。

別記様式中「㊦」を削る。

(小田原市体育施設条例施行規則の一部改正)

**第 30 条** 小田原市体育施設条例施行規則（昭和 39 年小田原市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号城山庭球場及び城内弓道場用及び城山陸上競技場及び小峰庭球場用並びに様式第 3 号中備考 1 を削り、備考 2 を備考とする。



様式第5号中「㊦」を削る。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

小田原市観光交流センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 3 年 6 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第 3 3 号**

小田原市観光交流センター条例の施行期日を定める規則

小田原市観光交流センター条例（令和 2 年小田原市条例第 2 8 号）の施行期日は、令和 3 年 7 月 2 2 日とする。

小田原市観光交流センター条例施行規則をここに公布する。

令和 3 年 6 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市規則第 3 4 号**

## 小田原市観光交流センター条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市観光交流センター条例（令和2年小田原市条例第28号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

**第2条** 条例第8条第1項前段の許可を受けようとする者は、施設を使用しようとする期間の初日の属する月の3月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）から当該使用しようとする日までの期間（指定管理者が特別の理由があると認めるときは、指定管理者が定める期間）内に小田原市観光交流センター使用許可・使用料減額（免除）申請書（様式第1号）により指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、条例第8条第1項前段の許可をしたときは、小田原市観光交流センター使用許可・使用料減額（免除）決定通知書（様式第2号）を当該許可の申請をした者に交付するものとする。

(変更許可)

**第3条** 条例第8条第1項後段の許可を受けようとする者は、小田原市観光交流センター使用変更許可申請書（様式第3号）に指定管理者が必要と認める書類を添えて指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、他の使用者の使用に支障が生じない場合に限り、許可することができる。

3 指定管理者は、使用の変更を許可したときは、小田原市観光交流センター使用変更許可書（様式第4号）を申請した者に交付するものとする。

(使用の取りやめの届出)

**第4条** 条例第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る使用を取りやめようとするときは、小田原市観光交流センター使用取りやめ届（様式第5号）に第2条第2項又は前条第3項の規定により交付された許可書を添えて、指定管理者に届け出なければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(付帯設備の利用料金の限度額)

**第5条** 条例第9条第3項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の差額の徴収)

**第6条** 第3条第2項の規定により使用内容の変更を許可した場合において利用料金に差額が生じたときは、その差額を徴収する。

2 前項の差額は、第3条の許可の際に徴収する。

(利用料金の減免)

**第7条** 条例第10条の規定により利用料金を減額し、又は免除する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 市が公用のため使用する場合 免除

(2) 前号に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要と認める場合 指定管理者が定める額の減額又は免除

2 条例第10条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、条例第8条第1項の許可の申請をする際に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、申請した者に通知するものとする。

(利用料金の還付基準)

**第8条** 条例第11条ただし書の規定により利用料金を還付する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設又は設備の全部を使用できなかったとき 既納の利用料金の全額

(2) 使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設の一部を使用できなかったとき 指定管理者が定める額

(3) 使用者が、使用の日の10日前までに使用の変更を申請し、指定管理者の許可を受けた場合であって、既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えるとき 既納の利用料金の額から変更後の利用料金の額を差し引いて得た額

(4) 使用者が、使用の日の10日前までに使用の取りやめの届出をしたとき 既納の利用料金の全額

(使用許可の取消し等)

**第9条** 指定管理者は、条例第12条の規定により条例第8条第1項の許可を取り消し、

又は使用を中止させるときは、小田原市観光交流センター使用許可取消・使用中止通知書（様式第6号）を使用者に交付するものとする。

（入館者の遵守事項）

**第10条** 何人も、小田原市観光交流センター（以下「観光交流センター」という。）内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) あらかじめ指定された場所以外の場所における喫煙及び火気の使用
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認めて、観光交流センター内に掲示した行為

（損害の届出）

**第11条** 使用者は、観光交流センターの建物、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに、理由を付して指定管理者に届け出なければならない。

（実施細目）

**第12条** この規則に定めるもののほか、観光交流センターの管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、令和3年7月22日から施行する。

**別表**（第5条関係）

名称	区分	単位	利用料金
プロジェクター	4時間	1台	円 1,010
スクリーン	4時間	1台	610
コンセント（にぎわい広場）	1日	1口	100
延長コード	1日	1個	100

様式第1号（第2条、第7条関係）

小田原市観光交流センター使用許可・使用料減額（免除）申請書 年 月 日 指定管理者 様 申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話 次のとおり申請します。					
使用目的・内容					
使用責任者	住所				電話
	氏名				
使用施設名	<input type="checkbox"/> にぎわい広場 <input type="checkbox"/> イベントスペース				
使用月日	使用時間	予定人員	入場料等	販売	利用料金
月 日	時 分 ～ 時 分	人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (            円)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	円
付帯設備	<input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない		<input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> コンセント <input type="checkbox"/> 延長コード		円
利用料金合計					円
減免後の利用料金					円
減額・免除申請の理由					
その他必要事項					

様式第2号（第2条、第7条関係）

小田原市観光交流センター使用許可・使用料減額（免除）決定通知書						
						番 号 年 月 日
様						
指定管理者						
印						
次のとおり許可します。						
使用目的・内容						
使用責任者	住所				電話	
	氏名					
使用施設名	<input type="checkbox"/> にぎわい広場 <input type="checkbox"/> イベントスペース					
使用月日	使用時間	予 定 人 員	入 場 料 等	販 売	利 用 料 金	
月 日	時 分 ～ 時 分	人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (            円)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	円	
付 帯 設 備	<input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない		<input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> コンセント <input type="checkbox"/> 延長コード		円	
利用料金合計						円
減免後の利用料金						円
減 額 ・ 免 除 申 請 の 理 由						
減 免 の 決 定	<input type="checkbox"/> 減免しません。 <input type="checkbox"/> 減額します。 <input type="checkbox"/> 免除します。					
その他必要事項						



様式第3号（第3条関係）

小田原市観光交流センター使用変更許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所

団体名

氏 名

電 話

次のとおり申請します。

許 既 可 に の 受 内 け 容 た	許可年月日	年 月 日		許可番号	
	使用責任者	住 所			電話
氏 名					
変 更 の 理 由					
変 更 事 項		変 更 前		変 更 後	
利 用 料 金		変更後利用料金	既納利用料金	利用料金の差額	
		円	円	円	
そ の 他 必 要 事 項					

様式第4号（第3条関係）

小田原市観光交流センター使用変更許可書					
			番 号 年 月 日		
様					
指定管理者 <span style="float: right;">印</span>					
次のとおり許可します。					
許 既 可 に の 受 内 け 容 た	許可年月日	年 月 日		許可番号	
	使用責任者	住所			電話
		氏名			
変 更 の 理 由					
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後		
利 用 料 金		変 更 後 利 用 料 金	既 納 利 用 料 金	利 用 料 金 の 差 額	還 付 ・ 追 徴
		円	円	円	円
そ の 他 必 要 事 項					

様式第5号（第4条関係）

小田原市観光交流センター使用取りやめ届

年 月 日

指定管理者 様

届出者 住 所

団体名

氏 名

電 話

次のとおり届け出ます。

既に受けた許可の内容	許可年月日	年 月 日		許可番号	
	使用責任者	住所			電話
		氏名			
使用施設名	<input type="checkbox"/> にぎわい広場 <input type="checkbox"/> イベントスペース				
取りやめの理由					
その他必要事項					

様式第 6 号 (第 9 条関係)

小田原市観光交流センター使用許可取消・使用中止通知書			
		番 号 年 月 日	
様		指定管理者 国	
次のとおり通知します。			
交付した許可書	使 用 許 可	年 月 日	
		許 可 番 号	
	使 用 変 更 許 可	年 月 日	
		許 可 番 号	
内 容	使用許可の取消し・使用中止		
根 拠	小田原市観光交流センター条例第 1 2 条		
理 由	(空欄)		
利 用 料 金	既 納 利 用 料 金		円
	変 更 後 利 用 料 金		円
	還 付 金 額		円
備考			

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、(指定管理者)を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

小田原市総合計画審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 6 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第 3 5 号**

小田原市総合計画審議会規則の一部を改正する規則

小田原市総合計画審議会規則（昭和 5 4 年小田原市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「基本計画」を「実行計画」に改める。

第 3 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 6 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第 3 6 号**

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走実施規則（昭和 3 7 年小田原市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 2 条第 4 項中「重勝式勝者投票法は」の次に「、三重勝単式勝者投票法」を加える。

### **附 則**

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

小田原市国民健康保険条例附則第10条の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第37号**

小田原市国民健康保険条例附則第10条の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例附則第10条の規則で定める日を定める規則（令和2年小田原市規則第46号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年6月30日」を「令和3年9月30日」に改める。

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市民会館運営委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 3 年 6 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第 3 8 号**

小田原市民会館運営委員会規則を廃止する規則

小田原市民会館運営委員会規則（昭和 5 4 年小田原市規則第 5 号）は、廃止する。

#### **附 則**

この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。